

## スプリンクラー設備設置の趣旨

- 3,000㎡以上の病院、6,000㎡以上の診療所  
建築物の初期火災又は中期火災に対して消火又は延焼拡大の防止を主目的とする。
- 今回新たに基準の見直しの対象となる3,000㎡未満の施設  
延焼拡大を抑制し、避難時間を確保することを主目的とする。

## 現行で水道連結型スプリンクラー設備が認められている範囲

1,000㎡未満の(6)項口の福祉施設は、おおよその間取りが予測でき、一定規模の室を想定できることや、可燃物量などを考慮して、水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められている。

## 有床診療所・病院について

- 有床診療所・病院の可燃物の状況等は福祉施設と同等であると考えられることから、延べ面積が1,000㎡未満の施設に対して水道連結型スプリンクラー設備の設置をすることは認められる。
  - ただし、有床診療所・病院は、福祉施設とは異なり、手術室・人工血液透析室・レントゲン室など、放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあるとしてスプリンクラーヘッドが免除されている部分が一定面積を占めている。  
こうした部分は、スプリンクラーでの消火を求めないこととなるため、水道連結型スプリンクラー設備の設置を認める施設の規模を考える際に、除外しても差し支えないものと考えられるのではないか。
  - なお、その場合に、今回の福岡における火災で夜間人がいない部分から出火したことを踏まえると、除外する部分は、防火区画が適切になされているものとするべき。
  - 具体的には、以下の要件を満たす有床診療所・病院については、水道連結型スプリンクラー設備の設置を認める施設の面積算定の際に、スプリンクラーヘッドの免除部分及びこれと密接に関連する部分を除外することができるのではないか。
- ※ 除外される部分であっても、ヘッドが免除されない箇所は、水道連結型スプリンクラー設備を設置することとなる。

### 【要件】

1. 除外された部分と、それ以外の部分が次のとおり防火区画されており、かつ棟全体が1,000㎡未満ごとに防火区画されていること。
  - ・ 準耐火構造の壁及び床で区画すること。
  - ・ 開口部には常時閉鎖式又は煙感知式の防火戸を設けること。
2. 除外された部分の延べ面積は全体の延べ面積の過半とならないこと。